

令和3年度中城村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本村では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、村が発注する物品および役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく施設
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事務所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）
 - （ア） 障害者の雇用者数が5人以上
 - （イ） 障害者の割合が従業者の20パーセント以上
 - （ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉課（以下「担当課」という。）

7 調達の推進方法

(1) 各課が調達を円滑に進めることができるよう、担当課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供する。

(2) 担当課は、年度ごとに調達実績を取りまとめ、公表する。

8 調達の目標

令和3年度の調達目標を次のとおり設定する。

目標額 5千円

なお、次年度以降は前年度の実績を上回ることを目標とする。

9 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

附則

本方針は、令和3年4月1日から施行する。